スギ訪問看護ステーション道　さがみ野　重要事項説明書

（訪問看護・予防訪問看護）

１．事業所の概要

主たる事業所名：スギ訪問看護ステーション道 さがみ野

主たる事業所の所在地：神奈川県海老名市東柏ヶ谷四丁目 12 番 4 号

さがみ野クリニックモール 2 階内

指定番号：（介護）神奈川県　1464290144 号　（医療）4290144 号

サービス提供体制：介護保険制度に基づく訪問看護および予防訪問看護

医療保険による訪問看護

管理者氏名／連絡先：峰尾正美／046-244-6608

サービス提供地域（7 地区）：海老名市、座間市、大和市、厚木市、寒川町、綾瀬市

横浜市瀬谷区

２．事業所の運営について

当訪問看護ステーションは、主治医の訪問看護指示書のもと、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が出来るように看護の提供を行います。

３．事業所の職員体制

看護師：　管理者 1 名　・非常勤含む看護師 2.5 名以上配置

４．営業日および営業時間

営業日	月曜日から金曜日	土曜・日曜
営業時間	9 時 00 分から 18 時 00 分	休み

※24 時間対応体制をご利用の方につきましては、この限りではございません。

５．利用料

（１）訪問看護サービスの利用料とその他の費用は、別紙料金表に記載した通りです。

（２）サービスの対価として適用する医療保険もしくは介護保険の利用者負担額をお支払いいただきます。

（３）保険外（自費）のサービス利用の際は、介護保険および医療保険に基づく額の 10 割をお支払いいただきます。

（４）介護保険利用の際は、通常のサービス提供地域以外で訪問サービスを行う場合、一回につき 1 ㎞ ３３円（税込）の交通費をお支払いいただきます。

（５）サービス提供予定の当日にサービス利用をキャンセルした場合、やむを得ない場合を除いては、医療保険もしくは介護保険の利用予定であった分の自己負担金相当額をお支払いいただきます。

（６）衛生材料等の販売は一切致しません。やむを得ず事業所が準備した場合は、費用の自費を 2 お支払いいただきます。

※サービスの利用料は、下記の方法にてお支払いいただきます。

口座振替（ご指定の金融機関の口座から毎月 27 日金融機関が休日の場合は翌営業日）

6．サービス利用の中止

（1）利用者がサービスの利用の中止をする際には、速やかに上記の事業所連絡先までお伝えください。

（2）利用者の都合でサービスを中止する場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは次のキャンセル料を申し受けることになりますのでご了承ください（ただし、利用者の体調の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合キャンセル料は不要です。）

（3）キャンセル料は、利用者負担相当額をお支払いいただきます。

連絡時期	キャンセル料	備考
サービス利用日の前日まで	無料	連絡は平日 9:00～18:00
サービス利用当日	利用者負担金相当額	

7．非常災害時の対応

サービス提供時の災害発生時は、利用者を安全と思われる場所に退避させ、また二次災害を防ぐように努め、状況により家族、主治医、連携医療機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

8．相談窓口、苦情対応

（1）サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当社お客様相談窓口：電話番号　046-244-6608　　FAX 番号　046-244-6683

担当者　　：峰尾正美（管理者）

対応時間　　：月～金曜日（祝祭日除く）9:00～18:00

（2）別紙の公共機関でも、介護保険・医療保険利用に関する苦情申し出ができます。

9．当法人の概要

法人の名称　：スギナーシングケア株式会社

代表者名　　：代表取締役　白鳥淳

所在地　　：東京都千代田区鍛冶町二丁目 6 番 1 号

電話番号　　：03-3254-1335　　ＦＡＸ番号　：03-3254-1339

10．その他、重要事項

（1）訪問看護スタッフは交替で訪問させていただきます。そのため、スタッフの指名は出来かねます。

（2）訪問時間についてはあらかじめ定めさせていただきますが、他のご利用者様の病状や交通状況により訪問時間が前後することがあります。5 分以上の遅延が予測される場合は担当者よりご連絡させていただきます。

（3）事務的なご用件につきましては。月～金曜日（祝祭日を除く）の営業時間内にお問い合わせください。また電話回線の混雑により、特に朝夕に繋がりにくい場合があります。

（4）他のご利用者様の病状により、緊急の訪問や予定外の訪問が発生する場合があります。その為、ご利用者様に訪問日や訪問時間の変更をお願いする場合があります。

（5）その他の重要な連絡事項は、スタッフより口頭もしくは文書にてお伝えする場合があります。

11. 個人情報取り扱いについて

利用者およびその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最低限の範囲内で使用いたします。

（1）使用する目的

【訪問看護ステーション内での利用】

・利用者に提供する看護サービス（計画・報告・連絡相談等）

・医療保険・介護保険請求、会計事務

・利用者への看護サービスの質向上（症例検討・研修等）

【他の事業所等へ情報提供】

・主治医の所属する医療機関、連携医療機関、居宅サービス事業者や、居宅介護支援事業者への情報提供、照会への回答

・生活支援等にあたり当該行政機関、当該サービス機関への情報提供

・審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答

・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【その他上記以外の利用目的】

・看護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料

・訪問看護ステーションで行われる学生等の実習への協力

・看護関連の研究会、学会への報告（個人情報を特定できない範囲で使用）

（2）使用にあたっての条件

・個人情報の提供は、目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこととする。

・事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録をすること。

（3）使用する期間

サービスの提供を受けている期間及びサービス終了後５年間（カルテ保存期間）

12. 虐待防止に関する事項

（1）事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

② 虐待防止のための指針を整備すること。

③ 虐待防止のための従業者に対する定期的な研修の実施

④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

⑤ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

⑥ その他虐待防止のために必要な措置

（2）事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに　これを市町村に通報するものとします。

13. 身体的拘束等の原則禁止

（1）事業所はサービス提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行ってはならないものとします。

（2）事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の心身の状況ならびにやむを得ない理由など必要な事項を記載することと　します。

14.　業務継続に向けた取組の強化

（1）感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

（2）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（3）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15.　衛生管理等

（1）感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

（2）感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。

（3）感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。

（4）訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

（5）事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

＜説　明　確　認　欄＞

年　　月　　日

サービス契約の締結にあたり、重要事項・個人情報取り扱いについて説明をしました。

（事業者）所在地：神奈川県海老名市東柏ケ谷4丁目12番4号
さがみ野クリニックモール2階内
名　称：スギ訪問看護ステーション道 さがみ野
説明者：（管理者）　　峰尾　正美　　印

サービス契約の締結にあたり、重要事項・個人情報取り扱いについて説明を受け同意します。

（利用者もしくは家族・代理人）
氏名：　　（続柄：　　）　印

重要事項説明書　別紙

苦情解決の体制（相談窓口、連絡先、第三者機関の連絡先等）
訪問看護ステーション及び社内での解決が難しい場合は、次の第三者機関や行政機関の窓口に相談することができます

◆　神奈川県国民健康保険団体連合会　介護苦情相談 直通ダイヤル
電話　045-329-3447
◆　海老名市社会保険福祉協議会
電話 046-235-0220
◆　海老名市役所　地域包括ケア推進係
電話　046-235-4950（直通）
◆　神奈川県福祉子どもみらい局福祉高齢福祉課
電話　045-210-1111（神奈川県庁　代表）

海老名市の介護保険担当窓口
◆　海老名市　　：介護保険課介護認定係　　046-235-4953

海老名市以外の各市区町村の介護保険担当窓口
◆　座間市　　：介護保険課認定担当　　046-252-7538
◆　大和市　　：介護保険課認定担当　　046-260-5623
◆　厚木市　　：介護福祉課介護認定係　　046-225-2391
◆　綾瀬市　　：高齢介護課介護保険担当　0467-70-5636
◆　寒川町　　：高齢介護課介護保険担当　0467-74-1111（内線：131～136）
◆　横浜市瀬谷区：福祉保健センター高齢・障害支援課　045-367-5713

【医療保険相談窓口】
神奈川県国民健康保険団体連合会
所在地　　神奈川県横浜市西区楠木町 27－1
電話番号　045-329-3400（大代表）
対応時間　月～金曜日（祝祭日除く）8:30～17:15

スギ訪問看護ステーション道　さがみ野

訪問看護・予防訪問看護利用契約書

利用者（以下「甲」という。）と事業者（以下「乙」という。）とは、訪問看護サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

＜目的と内容＞

第１条

１．乙は、介護保険および医療保険に係る関係法令およびこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう甲の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供します。

２．乙は、主治医の指示に基づき訪問看護計画書を作成し、甲の同意の下に訪問看護サービスを提供します。

＜適用公的保険＞

第２条

甲は訪問看護サービスを利用する際、介護保険適用を優先としますが、甲が介護保険認定対象外の状況、もしくは医療保険適用上の病状にある場合、利用公的保険は医療保険となります。なお、乙は適用公的保険の変更を要する場合、あらかじめその旨を口頭もしくは文書にて甲に説明するものとします。

＜契約の開始＞

第３条

この契約書は契約締結日から開始されます。

＜訪問看護計画・訪問看護報告書の作成・変更＞

第４条

１．乙は、主治医の指示、甲の日常生活全般の近況および希望を踏まえて、訪問看護計画を作成し、訪問看護計画作成後も当該実施状況の把握に努めます。

２．訪問看護計画は主治医の指示および介護計画に従い、療養上の目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載し、必要がある場合はその変更も行います。

３．乙は、訪問看護計画を作成し又は変更した際には、これを甲およびその後見人または家族に対し説明し、その同意を得るものとします。

４．乙は、毎月末に訪問看護サービスの実績を訪問看護報告書として作成し、これを甲およびその後見人または家族に対し説明し、その同意を得るものとします。

＜主治医との関係＞

第５条

１．乙は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。

２．乙は、主治医に訪問看護計画書および訪問看護報告書を提出し、密接な連携を図ります。

＜関係諸機関との連携＞

第６条

乙は、甲に対して訪問看護サービスを提供するにあたり、甲が依頼する居宅介護支援業者や主治医、その他の保険・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

＜協力義務＞

第７条

甲は、乙が甲のため訪問看護サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

＜苦情対応＞

第８条

乙は重要事項説明書の記載通り、甲の苦情申し立てに対し迅速かつ誠実に対応を行います。

＜緊急時の対応＞

第９条

乙は、現に訪問看護サービスの提供を行っているときに甲の容態の急変が生じた場合、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

＜費用＞

第１０条

１．乙が提供する訪問看護サービスの利用単位毎の利用料その他の費用は、別途料金表に記載した通りです。

２．甲は、サービスの対価として利用する介護保険もしくは医療保険の利用者負担額を乙に支払います。なお、保険外（自費）のサービスを利用する際は、介護報酬に基づく額の１０割を支払います。

３．甲は、介護保険利用の際は乙の通常の事業地域以外で訪問看護サービスを行う場合には、前項に定める費用のほか、それに要した交通費を別紙料金表の通り支払います。
医療保険利用の際は実施地域にかかわらず別紙料金表の通り支払います。

４．甲は、訪問看護サービスの利用をサービス提供予定の当日にキャンセルした場合、やむを得ない場合を除いて医療保険もしくは介護保険の利用予定であった分の自己負担金相当額を乙に支払います。

＜利用者負担額の滞納＞

第１１条

甲が正当な理由なく利用者負担額を２か月以上滞納した場合、本契約を解除します。

＜秘密保持＞

第１２条

１．乙は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲およびその後見人または家族の秘密を漏らしません。

２．乙およびその従業員は、サービス担当者会議等において、甲およびその家族に関する個人情報を用いる必要がある場合、甲に使用目的等を説明し同意を得た上で使用します。

＜甲の解除権＞

第１３条

甲は、いつでもこの契約を解除することができます。

＜乙の解除権＞

第１４条

乙は、甲が法令違反またはサービス提供を阻害する行為、信頼関係を著しく失墜させる行為等を行った場合、本契約を解除することができます。

＜契約の終了＞

第１５条

１．第１３条、第１４条に定めるほか、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

２．甲が介護保険施設や医療機関等へ入所または入院等となり、再度本サービスの利用が見込めないと判断された場合。

３．甲が死亡したとき。

４．ご利用者又は家族等の関係者によるカスタマーハラスメント、脅迫、威嚇、大声、悪質・不当・過剰・一方的な要求、優越的な関係を利用した要求、要求の繰り返し、長時間の拘束、不必要な長電話、迷惑着信、名誉棄損、誹謗中傷、いじめ、いやがらせ、差別、暴言・暴力行為、見返り・金品の要求のハラスメント行為が確認され、その行為を辞めるように注意しても聞き入れることなく同様の行為を続け、事業者の運営に支障を来し、職員に精神的苦痛を与え、就業環境が害されたとき

＜損害賠償＞

第１６条

１．乙は、訪問看護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人および家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

２．乙は訪問看護サービスの提供にあたり、利用者の身体・財産に損害を与えた場合にはその損害を事業者が加入する下記の賠償保険の範囲内で賠償します。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合はその限りではありません。また、甲の故意および重大な過失により乙が損害を受けた場合はその損害賠償を請求する事とします。

乙が加入する賠償保険

保険会社：訪問看護事業共済会（一般社団法人　全国訪問看護事業協会）

保険種類：訪問看護事業者総合補償制度

＜利用者代理人＞

第１７条

甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

第１８条

この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、申立者の住所を所轄する地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

＜協議事項＞

第１９条

この契約に定めのない事項については、介護保険および医療保険の係る関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

以上のとおり、契約が成立したことを証するために、本契約書を２通作成し、
利用者および事業者は署名捺印の上、各１通ずつ保有することとします。

契約締結日　　年　　月　　日

＜ご利用者＞

私は、以上の契約の内容について説明を受け内容を確認し、本訪問看護サービスの利用を申し込みます。また、別紙の記載するところにより必要最小限の範囲内で、個人情報が使用されることに同意します。

住　所：〒

氏　名：　　印

電話番号：（　　）　　―

＜ご家族・代理人＞

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。
私は、本人の契約意思を確認しました。

住　所：〒

氏　名：　　続柄（　　）　印

電話番号：（　　）　　―

＜事業者＞

当事業者は、利用者の申込みを受諾し、この契約に定める訪問看護サービスを誠実に責任をもって行います。

名　称　：スギナーシングケア株式会社
　　スギ訪問看護ステーション道 さがみ野　　印
所在地　：〒243-0401
　　神奈川県海老名市東柏ケ谷４丁目 12 番４号
　　さがみ野クリニックモール２階内
管理者　：峰尾　正美
電話番号：046-244-6608
ＦＡＸ：046-244-6683

訪問看護サービスに係る加算および説明　同意書

□特別管理加算【医療・介護】

特別な管理を要する利用者に対し計画的な管理を行った場合に加算されます。

□特別管理加算（Ⅰ）　介護保険 500 単位 医療保険 5,000 円	□特別管理加算（Ⅱ）　介護保険 250 単位 医療保険 2500 円
□在宅悪性腫瘍患者指導管理 □在宅気管切開患者指導管理 □気管カニューレを使用している状態 □留置カテーテルを使用している状態	□在宅自己腹膜還流指導管理 □在宅酸素療法指導管理 □在宅血液透析指導管理 □在宅中心静脈栄養法指導管理 □在宅成分栄養経管栄養法指導管理 □在宅自己導尿管理 □在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 □在宅自己疼痛管理指導管理 □在宅肺高血圧症患者指導管理 □人工肛門、人工膀胱を設置している状態 □真皮を超える褥瘡の状態 □点滴注射を週 3 回以上行う必要があると認められる状態

□初回加算【介護】350 単位

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合に加算されます。要支援から要介護になった場合、あるいは要介護から要支援となった場合でも加算されます。

※医療保険の場合、初回加算はありません。

□24 時間対応体制加算 6,800 円【医療】　緊急時訪問看護加算 600 単位【介護】

利用者又はその家族に対して 24 時間連絡体制にあり必要に応じ緊急訪問看護を行う体制にある場合に 1 月に 1 回加算されます。

□退院時共同指導加算 8,000 円【医療】　600 単位【介護】

保険医療機関、介護老人保健施設もしくは介護医療院を退院前に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院退所後の初回訪問看護の際に 1 回（特別な場合は 2 回）加算されます。

□ターミナルケア療養費 25,000 円【医療】　2,500 単位【介護】
在宅で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日（回）以上、看取り（ターミナルケア）を行った場合に加算されます。

□理学療法士等の訪問は看護の一環として行うもので訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問が必要となります。

□リハビリテーションを中心としたものである場合は看護職員の代わりとし理学療法士等の訪問になります。

□別紙 訪問看護計画書及び訪問看護報告書は説明し交付致します。

年　　月　　日

事業所　スギ訪問看護ステーション道　さがみ野

私（利用者及びその家族）は、訪問看護サービスの料金表と加算の説明　同意書及び重要事項説明書を受領し、説明を受け、必要に応じ加算する事及び重要事項・個人情報取り扱いについて同意致します。

利用者　氏名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人　氏名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

スギ訪問看護ステーション道　さがみ野　訪問看護・介護予防訪問看護利用料（介護保険）

海老名市　4級地

令和6年6月1日現在

サービス内容略称		算定項目	単位数	利用者負担額 1割（円）	2割（円）	3割（円）
		保健師・看護師による訪問看護				
訪問看護利用料	介護予防訪問看護	20分未満	303	328	657	985
		30分未満	451	489	978	1,466
		30分以上１時間未満	794	861	1,721	2,582
		１時間以上1時間30分未満	1,090	1,182	2,363	3,545
		理学療法士・作業療法士等の場合				
		20分以上（20分×1回）の場合	284	308	616	923
		40分以上（20分を1日2回実施する場合）	568	616	1,231	1,847
		60分以上（20分を1日に2回を超えて3回以上訪問看護を行う場合所定単位数に50/100を乗じた単位数で算定する）	426	462	923	1,385

サービス内容略称		算定項目	単位数	1割（円）	2割（円）	3割（円）
		保健師・看護師による訪問看護				
訪問看護利用料	訪問看護	20分未満	314	340	681	1,021
		30分未満	471	511	1,021	1,532
		30分以上１時間未満	823	892	1,784	2,676
		１時間以上1時間30分未満	1,128	1,223	2,445	3,668
		理学療法士・作業療法士等の場合				
		20分以上（20分×1回）の場合	294	319	637	956
		40分以上（20分を1日2回実施する場合）	588	637	1,275	1,912
		60分以上（20分を1日に2回を超えて3回以上訪問看護を行う場合所定単位数に50/100を乗じた単位数で算定する）	795	862	1,723	2,585

＊理学療法士等の3回以上サービス提供する場合は基本額の90%になります。

夜間（18：00～22：00）	所定単位数　×　25%
深夜（22：00～ 6：00）	所定単位数　×　50%
早朝（ 6：00～ 8：00）	所定単位数　×　25%

＊准看護師がサービスを提供する場合は、基本額の90%になります。

サービス内容略称	算定項目	単位数	利用者負担額 1割（円）	2割（円）	3割（円）
長時間訪問看護加算	長時間訪問看護加算	300	325	650	976
複数名訪問加算	複数名訪問加算Ⅰ（３０分未満）	254	275	551	826
	複数名訪問加算Ⅰ（３０分以上）	402	436	871	1,307
	複数名訪問加算Ⅱ（３０分未満）	201	218	436	653
	複数名訪問加算Ⅱ（３０分以上）	317	344	687	1,031
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	１月につき	600	650	1,301	1,951
特別管理加算	特別管理加算Ⅰ（１月につき）	500	542	1,084	1,626
	特別管理加算Ⅱ（１月につき）	250	271	542	813
初回加算（Ⅰ）	新規に訪問看護計画を作成し、病院、診療所等から退院した日に看護師が初回の訪問看護を行った場合（初回加算Ⅱを算定している場合は算定しない）	350	379	759	1,138
初回加算（Ⅱ）	新規に訪問看護計画を作成し、指定訪問看護を行った日に属する月に算定　（退院時共同指導加算、あるいは初回加算1を算定した場合は算定しない）	300	325	650	976
退院時共同指導加算		600	650	1,301	1,951
ターミナルケア加算	（死亡月につき）	2,500	2,710	5,420	8,130
口腔連携強化加算	事業所の従業者が口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合（月に1回限り）	50	54	108	163
専門管理加算	専門性の高い看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合（月に1回限り）	250	271	542	813

◎負担額の目安は、単位数×地域単価（１０.８４）×　※１０%を示しています。　※負担割合により20%または30%

◎所要時間は、実際のサービスの提供時間ではなく、御利用者様の居宅サービス計画に定められた時間を基準とします。

◎緊急時訪問看護加算については、ご利用者様の同意を得た上で算定します。

【参考】　1ヶ月の利用者1割～3割の負担額の算出方法
地域単価（10.84）×単位数＝〇〇円（１円未満切り捨て）
〇〇円－（〇〇円×0.7～0.9（１円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

◆通常のサービス提供を超える費用

区分支給限度額を超えてた場合の、限度額超過分のサービス費は全額自己負担（10割負担）となります。

◆運営基準に定められたその他の費用

項目	料金(税込)
交通費　［ 通常のサービス提供地域を超えた所から ］	33円/Km（往復）
死後の処置料	16,500円
日常生活上必要な物品（おむつ代等）	実費

スギ訪問看護ステーション道　さがみ野

訪問看護利用料（医療保険）

◆基本利用料（必ずかかるもの）

令和6年6月1日現在

項目	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担	備考
基本療養費（週3日まで） 看護師・PT/OT	5,550円/日	555円	1,110円	1,665円	例）週2日、月に8日訪問 5,550円 × 8日 ＝ 44,400円 ⇒ （1割負担）4,440円 （3割負担）13,320円
基本療養費（週4日以降） 看護師	6,550円/日	655円	1,310円	1,965円	
基本療養費（週4日以降） PT/OT	5,550円/日	555円	1,110円	1,665円	
管理療養費（月の初日）	7,670円/日	767円	1,534円	2,301円	例）週2日、月に8日訪問 7,670円 × 1日＋ 3,000円 × 7日 ＝ 28,670円 ⇒ （1割負担）2,867円 （3割負担）8,601円
管理療養費（2日目以降）	3,000円/日	300円	600円	900円	
訪問看護情報提供療養費	1,500円/月	150円	300円	450円	求めに応じ行政への情報提供・報告

◆状況に応じて算定される加算

項目	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担	備考
24時間対応体制加算（イ）	6,800円/月	680円	1,360円	2,040円	緊急対応体制を整える場合に算定 申込み無しは24時間対応不可
特別管理加算Ⅰ	5,000円/月	500円	1,000円	1,500円	留置ｶﾃｰﾃﾙ、気管切開、在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態
特別管理加算Ⅱ	2,500円/月	250円	500円	750円	在宅酸素、点滴注射、人工肛門、人工呼吸器、真皮を超える褥瘡等
緊急訪問看護加算（イ）	2,650円/日	265円	530円	795円	緊急訪問した場合、日単位で算定 月14日目まで2,650円（1日/1回）
緊急訪問看護加算（ロ）	2,000円/日	200円	400円	600円	緊急訪問した場合、日単位で算定 月15日目以降2,000円（1日/Ⅰ回）
在宅患者緊急時等ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ加算	2,000円	200円	400円	600円	主治医とのｶﾝﾌｧﾚﾝｽを実施した場合、月2回まで算定
複数回訪問加算（2回目）	4,500円	450円	900円	1,350円	同日に2回目の訪問を行った場合に算定
複数回訪問加算（3回以上）	8,000円	800円	1,600円	2,400円	同日に3回目以上の訪問を行った場合に算定
訪問看護ﾀｰﾐﾅﾙｹｱ療養費	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上の訪問看護を実施した場合

◆時間外の加算

項目	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担	備考
夜間・早朝加算	2,100円	210円	420円	630円	夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）に訪問を実施した場合
深夜加算	4,200円	420円	840円	1,260円	深夜（22時～6時）に訪問を実施した場合

◆退院時に算定される加算

項目	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担	備考
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円	入院中より在宅療養の調整を行った場合
特別管理指導加算 （退院時共同指導加算に上乗せ）	2,000円	200円	400円	600円	特別管理加算対象者の場合
退院支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円	退院日における看護師による支援

◆健康保険が使えない利用料

項目	利用料金（税込）
交通費（海老名市・綾瀬市・座間市・厚木市・大和市・寒川町・横浜市瀬谷区）	330円/回
交通費（上記の地区をこえたところ）	550円/回
休日料金（土曜日・日曜日）	2,750円/日
2時間以上の延長訪問看護	6,600円/時間
死後の処置料	16,500円
衛生材料等日常生活上必要な物品	実費